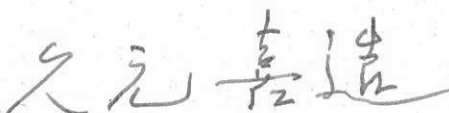


神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月30日

神戸市長 

神戸市条例第 / 号

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、本市の機関等に係る申請、<u>届出等の手続その他本市の行政運営等</u>に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を活用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を<u>定め、及び情報通信技術の進歩に応じた行政運営に必要な事項</u>	（目的） 第1条 この条例は、本市の機関等に係る申請、<u>届出その他の手続等</u>に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を活用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を<u>定めること</u>により、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化<u>及び</u>

を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び適正化に資することを目的とする。

（本市の機関等の責務）

第2条の2 本市の機関等の職員は、

職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条各号に掲げる情報を含む指令を、次の各号に掲げるものに対して与えてはならない。ただし、安全性が確認されたものとして市長が別に定める場合を除く。

（1） AIチャットボット（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該知的機能の活用により得られた結果を自動的に回答するよう作成されたプログラムをいう。）

（2） その他前号に類するもの

効率化に資することを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。